

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条及び第三十四条第六項の規定に基づき、電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第一条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(電磁的方法による提出) 第十七条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)に係る記録媒体により提出することができる。		(電磁的方法による提出) 第十七条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)に係る記録媒体により提出することができる。	
[2 略]		[2 同上]	
別表第一(第5条、第6条及び第15条関係)		別表第一(第5条、第6条及び第15条関係)	
勘定科目表 資 産 固 定 資 産		勘定科目表 資 産 固 定 資 産	
科 目	備 考	科 目	備 考
1 電気通信事業固定資産	[略]	1 電気通信事業固定資産	[同左]
2 (何)業固定資産	[略]	2 (何)業固定資産	[同左]
3 投資その他の資産	[略]	3 投資その他の資産	[同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]
繰延税金資産		繰延税金資産	流動資産に属するものを除く。
[略]		[同左]	[同左]
流 動 資 産		流 動 資 産	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]	[略]	[同左]	[同左]
前払費用	決算期後1年以内に費用となるものの前払額	前払費用	決算期後1年以内に費用となるものの前払額
		繰延税金資産	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
[略]	[略]	[同左]	[同左]
繰 延 資 産 [略]		繰 延 資 産 [同左]	
負 債 固 定 負 債		負 債 固 定 負 債	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]	[略]	[同左]	[同左]

繰延税金負債 [略]	[略]	繰延税金負債 [同左]	繰延税金負債のうち流動負債に属さないもの [同左]
流 動 負 債		流 動 負 債	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]	[略]	[同左]	[同左]
未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額	未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
[略]	[略]	繰延税金負債	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
[略]	[略]	[同左]	[同左]
純 資 産 [略]		純 資 産 [同左]	
費 用 [略]		費 用 [同左]	
収 益 [略]		収 益 [同左]	
別表第一の二（第5条及び第6条関係） 勘 定 科 目 表 資 産 流 動 資 産		別表第一の二（第5条及び第6条関係） 勘 定 科 目 表 資 産 流 動 資 産	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]	[略]	[同左]	[同左]
前払費用	決算期後1年以内に費用となるものの前払額	前払費用	決算期後1年以内に費用となるものの前払額
[略]	[略]	繰延税金資産	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
[略]	[略]	[同左]	[同左]
固 定 資 産		固 定 資 産	

科 目	備 考	科 目	備 考
1 ドメイン名関連事業固定資産	[略]	1 ドメイン名関連事業固定資産	[同左]
2 (何)業固定資産	[略]	2 (何)業固定資産	[同左]
3 投資その他の資産	[略]	3 投資その他の資産	[同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]
繰延税金資産		繰延税金資産	流動資産に属するものを除く。
[略]	[略]	[同左]	[同左]
繰 延 資 産 [略]		繰 延 資 産 [同左]	
負 債 流 動 負 債		負 債 流 動 負 債	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]	[略]	[同左]	[同左]
未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額	未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
[略]	[略]	繰延税金負債	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
[略]	[略]	[同左]	[同左]
固 定 負 債		固 定 負 債	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]	[略]	[同左]	[同左]
繰延税金負債		繰延税金負債	繰延税金負債のうち流動負債に属さないもの
[略]	[略]	[同左]	[同左]
純 資 産 [略]		純 資 産 [同左]	
費 用 [略]		費 用 [同左]	
収 益 [略]		収 益 [同左]	

別表第二（第5条、第6条、第15条及び第18条関係）

財務諸表様式

様式第1

貸借対照表

事業者名 _____

年 月 日

(単位 円)

資産の部

[I 略]

II 流動資産

[1~10 略]

11 前払費用	×××	
12 その他の流動資産	×××	
(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××	
流動資産合計		×××

[III 略]

負債の部

[I 略]

II 流動負債

[1~9 略]

10 前受金	×××	
11 預り金	×××	
12 従業員預り金	×××	
13 前受収益	×××	
14 (何) 引当金	×××	
15 資産除去債務	×××	
16 その他の流動負債	×××	
流動負債合計		×××
負債合計		×××

[略]

(記載上の注意)

[1~10 略]

別表第二（第5条、第6条及び第15条関係）

財務諸表様式

様式第1

貸借対照表

事業者名 _____

年 月 日

(単位 円)

資産の部

[I 同左]

II 流動資産

[1~10 同左]

11 前払費用	×××	
12 繰延税金資産	×××	
13 その他の流動資産	×××	
(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××	
流動資産合計		×××

[III 同左]

負債の部

[I 同左]

II 流動負債

[1~9 同左]

10 繰延税金負債	×××	
11 前受金	×××	
12 預り金	×××	
13 従業員預り金	×××	
14 前受収益	×××	
15 (何) 引当金	×××	
16 資産除去債務	×××	
17 その他の流動負債	×××	
流動負債合計		×××
負債合計		×××

[同左]

(記載上の注意)

[1~10 同左]

[削る]

11 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

12～17 [略]

様式第4

事業者名 _____
個別注記表
年 月 日から
年 月 日まで

[1～19 略]

20 収益認識に関する注記

21 [略]

(記載上の注意)

[1～22 略]

23 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

(1) 当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

(2) 前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

24 その他の注記は、3から23までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第二の二（第5条、第6条及び第18条関係）

財務諸表様式

様式第1

事業者名 _____
貸借対照表
年 月 日

(単位 円)

資産の部

I 流動資産

11 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

12 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

13～18 [同左]

様式第4

事業者名 _____
個別注記表
年 月 日から
年 月 日まで

[1～19 同左]

[新設]

20 [同左]

(記載上の注意)

[1～22 同左]

[新設]

23 その他の注記は、3から22までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第二の二（第5条及び第6条関係）

財務諸表様式

様式第1

事業者名 _____
貸借対照表
年 月 日

(単位 円)

資産の部

I 流動資産

[1～11 略]

12 前払費用	×××	
13 未収収益	×××	
14 社内短期債券	×××	
15 短期貸付金	×××	
16 未収入金	×××	
17 その他の流動資産	×××	
(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××	
流動資産合計		×××

[Ⅱ・Ⅲ 略]

負債の部

I 流動負債

[1～7 略]

8 前受金	×××	
9 預り金	×××	
10 前受収益	×××	
11 修繕引当金	×××	
12 (何) 引当金	×××	
13 資産除去債務	×××	
14 社内短期借入金	×××	
15 従業員預り金	×××	
16 その他の流動負債	×××	
流動負債合計		×××

[略]

(記載上の注意)

[1～8 略]

[削る]

9 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

10～15 [略]

様式第4

[1～11 同左]

12 前払費用	×××	
13 繰延税金資産	×××	
14 未収収益	×××	
15 社内短期債券	×××	
16 短期貸付金	×××	
17 未収入金	×××	
18 その他の流動資産	×××	
(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××	
流動資産合計		×××

[Ⅱ・Ⅲ 同左]

負債の部

I 流動負債

[1～7 同左]

8 繰延税金負債	×××	
9 前受金	×××	
10 預り金	×××	
11 前受収益	×××	
12 修繕引当金	×××	
13 (何) 引当金	×××	
14 資産除去債務	×××	
15 社内短期借入金	×××	
16 従業員預り金	×××	
17 その他の流動負債	×××	
流動負債合計		×××

[同左]

(記載上の注意)

[1～8 同左]

9 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

10 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

11～16 [同左]

様式第4

個別注記表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

[1 ~ 19 略]

20 収益認識に関する注記

21 [略]

(記載上の注意)

[1 ~ 22 略]

23 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

- (1) 当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- (2) 前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

24 その他の注記は、3 から 23 までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

個別注記表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

[1 ~ 19 同左]

[新設]

20 [同左]

(記載上の注意)

[1 ~ 22 同左]

[新設]

23 その他の注記は、3 から 22 までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

備考 表中 [] の記載及び本表規定の11欄を省略した注記部分を添へて全件に付した添付が注記である。

(第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第二条 第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成二十三年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 後	各 出 迄
別表第一（第5条及び第6条関係） <div style="text-align: center;">個 別 注 記 表</div> 事業者名 _____ 事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 [1～17 略] <u>18</u> 収益認識に関する注記 <u>19</u> [略] （記載上の注意） [1～20 略] <u>21</u> 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。 (1) <u>当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容</u> (2) <u>前号の義務に係る収益を認識する通常の時点</u> <u>22</u> その他の注記は、3から <u>21</u> までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。	別表第一（第5条及び第6条関係） <div style="text-align: center;">個 別 注 記 表</div> 事業者名 _____ 事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 [1～17 同左] [新設] <u>18</u> [同左] （記載上の注意） [1～20 同左] [新設] <u>21</u> その他の注記は、3から <u>20</u> までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。
備考 帳目 [] の記載及び取替処理は「1」欄の記載をそのとおり転記することを各々会社として実施は仕度しぬ。	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気通信事業会計規則（以下この条において「新電気通信事業会計規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより適用する。

- 一 別表第一及び別表第一の二の改正規定並びに別表第二様式第1及び別表第二の二様式第1の改正規定 平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年三月三十一日以後最初に終了する事業年度に係る財務諸表については、新電気通信事業会計規則の規定を適用することができる。
- 二 別表第二様式第4及び別表第二の二様式第4の改正規定 平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表又は平成三十年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、新電気通信事業会計

規則の規定を適用することができる。

第三条 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下この条において「新接続会計規則」という。）の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新接続会計規則の規定を適用することができる。